

農業委員名簿有権者数等

	地 区	男	女	合計人数	世 帯 数
1	阿原上之切	10	11	21	12
2	阿原中之切	15	13	28	16
3	阿原四分一	13	13	26	14
4	阿原下之切	12	12	24	15
5	助七	1	1	2	1
6	寺野東組	11	9	20	11
7	寺野西組	15	10	25	11
8	鍋屋	10	8	18	9
9	片町	11	14	25	12
10	須ヶ口	6	4	10	5
12	堀江中之切	3	3	6	4
13	堀江下之切	3	2	5	3
15	下河原	16	8	24	17
	新川地区	126	108	234	130
101	丸の内	1	3	4	2
102	下本町	1	0	1	1
103	中本町	8	3	11	6
105	上本町	9	8	17	7
106	田中町	2	1	3	2
108	西田中	9	4	13	9
109	朝日	31	18	49	28
110	鍛冶屋町	13	6	19	14
111	桑名町	14	8	22	12
112	大津町	3	3	6	3
113	伊勢町	8	3	11	7
114	西市場	8	8	16	8
116	廻間	6	3	9	6
117	永安寺	1	1	2	1
118	神明町	1	0	1	1
120	土田	41	33	74	45
121	上条	28	22	50	31
	清洲地区	184	124	308	183

26. 1. 1現在

	地 区	男	女	合計人数	世 帯 数
401	町屋	3	5	8	5
402	八之条	5	3	8	7
403	市場	2	2	4	2
404	城前一	3	1	4	3
405	城前二	0	1	1	1
406	河原	2	0	2	2
407	郷新一	3	0	3	3
408	郷新二	0	1	1	1
410	第一	2	1	3	2
411	第二	0	0	0	0
412	小場塚	0	0	0	0
	西枇杷島地区	20	14	34	26
501	宮重	11	9	20	12
502	落合	27	25	52	22
503	祢宜家	19	21	40	18
504	蓮花寺	24	17	41	21
505	分地	15	14	29	14
506	新田	23	19	42	18
507	西牧	35	28	63	31
508	上之切	42	35	77	34
509	中之切	27	29	56	23
510	下野田町	49	46	95	40
	春日地区	272	243	515	233

	合計人数	602	489	1,091	572
--	------	-----	-----	-------	-----

農業委員会等に関する法律(昭和26年法律第88号)抜粋

(委員の選挙権、被選挙権等)

第8条 農業委員会の区域内に住所を有する下記に掲げる者で**年齢20年以上**のものは、当該農業委員会の選挙による委員の選挙権及び被選挙権を有する。

- (1) 都府県にあつては**10アール**、北海道にあつては30アール以上の農地につき耕作の業務を営む者
 - (2) 前号の者の同居の親族又はその配偶者(その耕作に従事する日数が農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
 - (3) 第1号に規定する面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人(農地法第2条第7項に規定する農業生産法人をいう。)の組合員、社員又は株主(その耕作に従事する日数が前号の農林水産省令で定める日数に達しないと農業委員会が認めた者を除く。)
- 2 前項の年齢は、選挙権については選挙人名簿確定の期日、被選挙権については選挙の期日より算定する。
- 3 省略
- 4 省略
- 5 省略

(選挙人名簿)

第10条 市町村の選挙管理委員会は、政令の定めるところにより、第8条第1項に規定する者の申請に基き、**毎年1月1日現在**によりその選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、前項の申請がないとき、又は同項の申請があつた場合において当該申請に錯誤若しくは遺漏があるときは、職権をもつて選挙人名簿を調製し、又は修正することができる。
- 3 選挙人名簿には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- (1) 第8条第1項第1号の規定による選挙人については、その**氏名、住所、生年月日及び耕作の業務を営む農地の面積**その他必要な事項
 - (2) 第8条第1項第2号の規定による選挙人については、その氏名及び生年月日その他必要な事項
 - (3) 第8条第1項第3号の規定による選挙人については、その氏名、住所及び生年月日、その者が組合員、社員又は株主となつている同号に規定する法人の名称及び耕作の業務を営む農地の面積その他必要な事項
- 4 第8条第3項の規定は、前項の場合に準用する。
- 5 選挙人名簿は、**3月31日**をもつて確定する。
- 6 選挙人名簿は、次年の3月30日まで据えおかなければならない。ただし、市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が死亡したときは直ちに修正するものとし、選挙人名簿に登録されている者が確定判決により修正すべきものとなつたときは直ちに修正するとともにその旨を告示しなければならない。
- 7 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録されている者が当該市町村の選挙人名簿に登録される資格を有せず、又は有しなくなつたことを知つた場合には、前項ただし書の規定に該当する場合を除き、直ちに選挙人名簿にその旨の表示をしなければならない。

農業委員会等に関する法律施行令(昭和26年政令第78号)抜粋

(選挙人名簿の調製)

第3条 法第8条第1項↓の規定により選挙権を有する者は、毎年1月1日現在により同月10日までに、農林水産省令で定める様式による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書を農業委員会を経由して市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

- 2 農業委員会は、前項の申請書を受理したときは、1月31日までに、当該申請書に記載された事項についての意見を附して、これを市町村の選挙管理委員会に送付しなければならない。この場合において、申請書に記載された者が法第8条第1項第2号 若しくは第3号 の規定により選挙権を有しないと認めたとき又は申請書に記載された農地につき同条第3項 の規定により面積を定めたときは、その旨をあわせて記載しなければならない。
- 3 法第8条第1項 の規定による選挙権を有する者で第1項 の申請書を提出しないものがあるときは、農業委員会は、その者について同項 の申請書に代るべき文書を作製し、1月31日までに市町村の選挙管理委員会に提出することができる。
- 4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の申請書及び前項の文書に基き、2月20日までに法第10条第1項 の規定による農業委員会委員選挙人名簿を調製しなければならない。
- 5 前4項の規定は、法第11条 において準用する公職選挙法 (昭和25年法律第100号) 第30条第1項 (選挙人名簿の再調製) の規定による選挙人名簿の再調製につき準用する。但し、期日については、市町村の選挙管理委員会が定めて告示するところによる。
- 6 選挙人名簿又はその抄本は、その名簿又は抄本を用いて選挙された農業委員会委員の任期間、市町村の選挙管理委員会において保存しなければならない

農業委員会等に関する法律施行規則(昭和26年農林省令第23号)抜粋

(農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書の様式)

第2条 農業委員会等に関する法律施行令 (以下「令」という。) 第3条第1項 の規定による農業委員会委員選挙人名簿調製のための申請書は、法第8条第1項第1号 又は第2号 に掲げる者にあつては別記第1号様式、同項第3号 に掲げる者 (同項第1号 又は第2号 に掲げる者に該当するものを除く。以下同じ。) にあつては別記第1号様式の2により作製しなければならない。

(選挙人名簿及び抄本の様式)

第3条 選挙人名簿及びその抄本は、別記第2号様式に準じて調製しなければならない